

第6章 整備基本計画

第1節 全体計画及び地区区分計画

1 全体計画

- 棚倉城は中世城郭の再利用ではなく、新規築城された城であるため、築城当初から廃城に至るまで、縄張りそのものを変更するような大きな改修は見られない。よって、整備対象とする時代は、絵図や史料等の基礎資料が残り、城郭が機能した最終の時期である「幕末期」とする。
- 当時の土地利用及び機能に基づいて地区区分し、発掘調査や絵図などの史料調査の成果により整備方針を定める。
- 発掘調査等の成果が不十分な箇所は追加調査を行い、その成果により改めて整備方法を検討する。
- 史跡としての歴史性と都市公園としての景観、快適性、防災機能等が調和した整備内容とする。

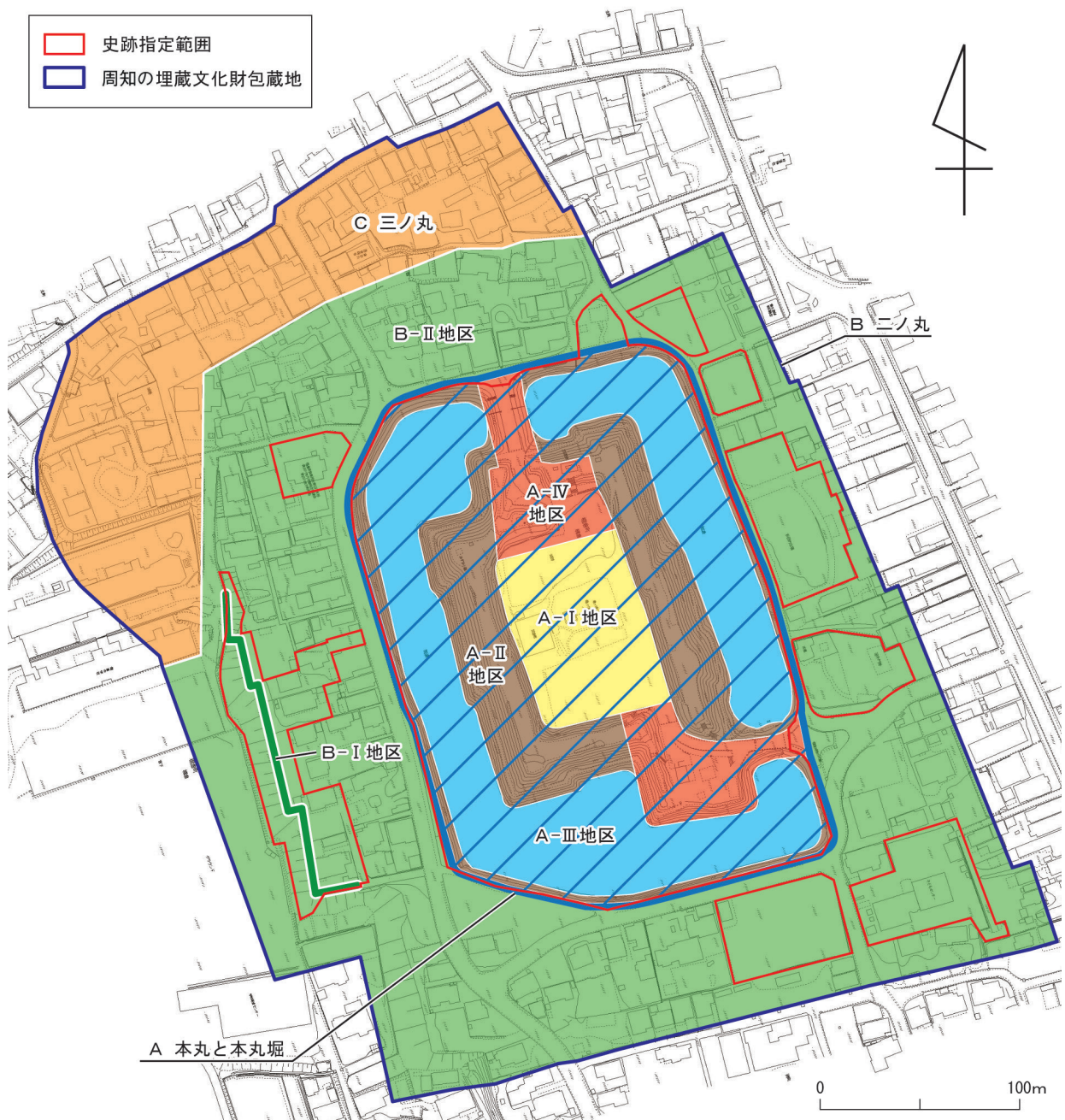
2 地区区分計画

(1) ゾーニング

棚倉城跡の本質的価値を示す城の構造（縄張り）に基づき、①本丸と本丸堀、②二ノ丸、③三ノ丸（林曲輪）、の3つのゾーンに区分して整備を行ない、空間の特徴を顕在化させる。本丸は、地区ごとの特性に合わせて、4つの地区（Ⅰ地区：平場、Ⅱ地区：土塁、Ⅲ地区：堀、Ⅳ地区：枳形）、二ノ丸は2つの地区（Ⅰ地区：石垣・斜面、Ⅱ地区：平場）に細区分し、それぞれの整備の内容・手法等を設定する。

(2) 各ゾーンの機能と整備方針

各ゾーンとも、本質的価値に関わる要素の保存と活用を図るものとし、各ゾーンの整備方針を第11表に示す。



第 45 図 ゾーニング計画図

第 11 表 ゾーニング・地区区分と整備方針

ゾーン	地 区	整備方針	整備時期
A 本丸と本丸堀ゾーン	Ⅰ地区：平場（本丸御殿）	・遺構の保全を目的に車の進入を制限する。 ・サイン整備のために発掘調査・史料調査を行う。 ・サイン整備を行う。	短期
		・遺構保護や景観保全に努める。 ・本丸御殿の構造解明に向けた発掘調査や史料調査を行う。 ・本丸御殿の平面表示に向けて検討する。	中長期
	Ⅱ地区：土塁（多門櫓、隅櫓）	・サイン整備のために発掘調査・史料調査を行う。 ・サイン整備及び視点場の整備を行う。	短期
		・遺構保護や景観保全に努める。	中長期
	Ⅲ地区：堀（内堀）	・水質浄化を図るために清掃を行う。 ・水質浄化を図るために浚渫を行う。 ・本丸土塁保護のための護岸用木杭の定期的な更新を行う。	短期 中長期
	Ⅳ地区：櫓形虎口（土橋を含む）	・櫓形土塁の構造解明に向けた発掘調査や史料調査を行う。 ・櫓形土塁の復元について検討する。	中長期
B 二ノ丸ゾーン	Ⅰ地区：石垣	・石垣カルテの作成を行う。 ・石垣の修復を行う。 ・石垣の定期的な観測と安全確認を行う。	短期
		・住民（土地所有者）の意向を踏まえつつ、追加指定及び公有化に取り組む。 ・防護フェンスについては定期的な安全確認を行い、必要に応じて更新する。	中長期
	Ⅱ地区：平場	・サイン整備のために発掘調査・史料調査を行う。 ・サイン整備及び視点場の整備を行う。	短期
		・外堀の構造解明に向けた発掘調査や史料調査を行う。 ・住民（土地所有者）の意向を踏まえつつ、追加指定に取り組む。 ・既存公共施設の史跡外への移設を検討する。	中長期
C 三ノ丸ゾーン	・当面は史跡指定の同意取得に取り組み、承諾が得られた場所に解説板等の設置を検討する。		中長期

※短期とは概ね 6 年、中期は 5 年～10 年とし、それ以降を長期とする。

※「修復」：露出した遺構について、現状の形状・状態を維持するために最低限の保存処理を行うことをいう。

※「復元」：往時の規模・構造・形式を忠実に再現することをいう。

※「表示」：地下遺構の位置や範囲を顕在化させることをいう。



二ノ丸西面石垣

【石垣保存修理（災害復旧）】

- ・石垣変動量調査 令和5年度
- ・石垣カルテ作成 令和6～7年度
- ・石垣整備発掘調査 令和6年度
- ・石垣調査公有地化 令和6年度
- ・石垣整備基本設計 令和7年度
- ・石垣修復工事 令和8～9年度

本丸土塁西側

【サイン整備】

- ・発掘・史料調査 令和6年度
- ・実施設計 令和7年度
- ・本丸土塁西側整備 令和13年度

【視点場整備】

- ・現地調査 令和10年度
- ・実施設計 令和11年度
- ・本丸土塁西側整備 令和13年度

二ノ丸

【サイン整備】

- ・発掘・資料調査 令和6年度
- ・実施設計 令和7年度
- ・史跡標識整備 令和8年度
- ・総合案内整備 令和9年度

【視点場整備】

- ・現地調査 令和8年度
- ・実施設計 令和9年度
- ・整備工事 令和10～11年度

本丸土塁東側

【サイン整備】

- ・発掘・史料調査 令和6年度
- ・実施設計 令和7年度
- ・本丸土塁東側整備 令和12年度

【視点場整備】

- ・現地調査 令和10年度
- ・実施設計 令和11年度
- ・本丸土塁東側整備 令和12年度

第2節 遺構保存・修復に関する計画

棚倉城跡に関する全ての遺構について、保存・修復に資する基礎データの収集を計画的かつ継続的に行っていく。また、保存活用計画との整合性を図り、適切な城跡の保存活用に向けた保存・修復を行う。なお、今後の調査で新たに遺構が確認された場合も以下の方法に基づいて、保存・修復を図っていく。

1 地表顕在遺構の保存

(1) 石垣

ア 石垣カルテの作成

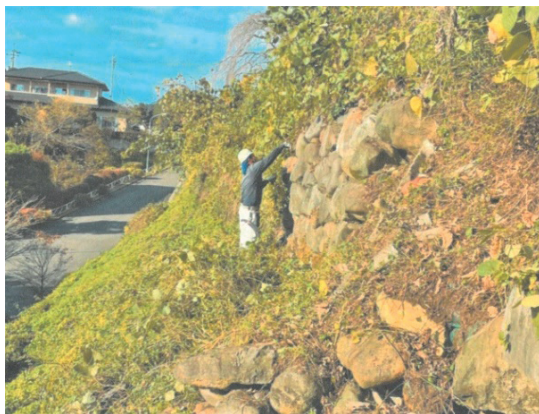
石垣の三面図（平面・断面・立面）を測量図化するとともに、石垣の規模や積み方、石材の破損状況等を期した台帳（石垣カルテ）を作成する。

石垣調査の主な項目（案）

項 目	内 容
石垣の規模・形状	・ 方位、長さ、高さ、勾配
石の状況	・ 構築年代、石材・石質、大きさ
変形状況等	・ 孕み出し、緩み、迫り出し、を3～4段階で評価
植物	・ 石垣に近接する低中高木の本数、草本類の種類（石垣内、1.5m以内、3m以内の各本数）

イ 継続的な維持管理

継続的に石垣の目地から生える草木類の除草を行い、石垣のき損の原因となると考えられる樹木は、剪定や伐採を行う。石垣だけでなく犬走や斜面の除草等の適切な維持管理を行う。また、石垣の状態について、日常的な見回りによる目視点検を行う。



除草



見回り・点検

ウ 観測

石垣の変形を早期に把握できるよう、測量機や、石垣目地の隙間を計測する機器などにより、事前に変化のある場所を抽出して、定期的な石垣の観測を行う。



測量



目地の隙間を計測

エ 多様な修理方法

棚倉城跡の石垣保存修理は、変状箇所の的確な現状評価、変状要因の推定、対象石垣の特徴を考慮し、多様な修理方法（現状保護・部分補修・部分補強・解体修理等）から適切な修理方針と優先順位を検討する。

また、自然的要因（地震、大雨等）または人的要因（事故等）により、遺構の変形、き損が認められた場合はき損届を提出後、速やかに現状復旧を行う。なお、伝統的な工法や材料により形成される遺構は、原則としてそれらに基づいた修復を行い、本質的価値を損なわないようにする。



土嚢による崩落防止措置



防護フェンスによる崩落防止措置

オ 体制・連携

保存・修復に向けた体制を確立し、関係機関や町民と連携を図る。

カ 石垣保存修復

令和3年（2021）3月、令和4年（2022）3月の福島沖地震により、史跡内の西側崖部に遺る約160mの石垣の中央部で崩落が発生、余震、風雨等による

更なる崩落が発生する危険性が高く、崩落個所の保存修理に向けた事業を令和4年度（2022）から実施する。作業内容等は以下のとおりである。

石垣保存修復作業内容

作業項目	内 容 ・ 目 的
1. 崩落状況の記録	石垣崩落状況の写真撮影および地上レーザー測量。
2. 石材搬出	崩落石材のナンバリングと1点ごとの位置を測定、図面作成し搬出。
3. 石材カルテの作成	石材1点ごとの規模・現状、加工の痕跡を記録。石材再利用の判定。
4. 石材位置の照合	崩落以前の写真をもとに、崩落石材の原位置を特定。
5. ボーリング調査の実施	地盤調査。石垣背面の土質情報を得る。
6. 発掘調査	背面盛土、根石調査、解体調査などを実施。
7. 崩落原因の究明	上記1～6の調査結果から推定。
8. 修復範囲の検討	崩落部周辺の変形した部分を含め、どこまで修復するかを検討。
9. 修復方法の検討	石垣の復元形状の検討。弱点の克服の検討。
10. 町民への公開	崩落状況、修復状況の公開。
11. 修復作業	文化財石垣として伝統工法で修復。
12. 修復完了	一般公開。情報発信。

（2）土塁

ア 日常の維持管理

樹木の生長により遺構の変形やき損が懸念される場合には、遺構の保存のため剪定等を行う。

イ 部分的な修復

自然的要因（地震、大雨等）または人為的要因（事故等）により、遺構の変形、き損が認められた場合は、速やかに現状復旧を行う。

（3）切岸

ア 日常の維持管理

遺構の保存のため除草等を行う。

イ 部分的な修復

自然的要因（地震、大雨等）または人為的要因（事故等）により、遺構の変形、き損が認められた場合は、速やかに現状復旧を行う。。

(4) 礎石建物

現在、北二門の礎石4基が地上に露出しており、その他、発掘調査で確認された礎石は地中に保存されている。埋没礎石の現況地表面からの深さは、それぞれ、南西隅櫓跡で2～10cm、東側の多門櫓跡で10～40cm、西側の多門櫓跡で30～40cmである。

原則として遺構面から保護盛土を施した上で、地中で保存するが、本質的価値を顕在化するために平面表示や保護盛土上に擬似石材設置する等の展示方法について検討する。

ア 日常の維持管理

北二門の礎石については、見学者に本物の礎石を見てもらうため、当面は露出展示とし、こまめな見回り点検を実施する。露出遺構のき損や掘削等が発生していないかを確認する。また、埋没礎石についてもき損や盛土保護層の掘削・流失等が発生していないかを確認する。

イ 部分的な修復

自然的要因（地震、大雨等）または人為的（事故等）により、遺構の変形、き損が認められた場合は、速やかに現状復旧を行う。

(5) 堀

ア 日常の維持管理

護岸用木杭の定期的な確認を行う。

イ 部分的な修復

き損が認められた場合は、速やかに現状復旧を行う。また、護岸用木杭が老朽化した場合には更新のための工事を行う。将来的には発掘調査及び史料調査により本来の様相を確認のうえ、整備方法を検討する。

ウ 水質維持

堀の水質維持のため、清掃や浚渫などの措置を図る。外来種の魚類等は調査のうえ駆除を検討する。

エ 修繕

上堀と下堀は本丸南土橋の暗渠で水位の調整を行っているために、水門の修理や更新に際しては、事前の発掘調査等を行い景観に配慮した構造とする。

2 埋没遺構の保存

(1) 地下に影響を与える行為の制限

ア 計画的な遺構確認調査

実態解明のための遺構確認調査は、可能な限り必要最小限の掘削に止め、遺構の保存及び将来的な調査成果の検証が行えるように配慮する。

イ 工事を行う掘削

公園施設・既存構造物の改修、解説サインの設置等において掘削が伴う場合には、遺構に影響を与えないよう十分な保護措置をとる。必要に応じて確認調査を行い、掘削可能な深さ（表土、現代の盛土など）や地下遺構の有無等を確認する。

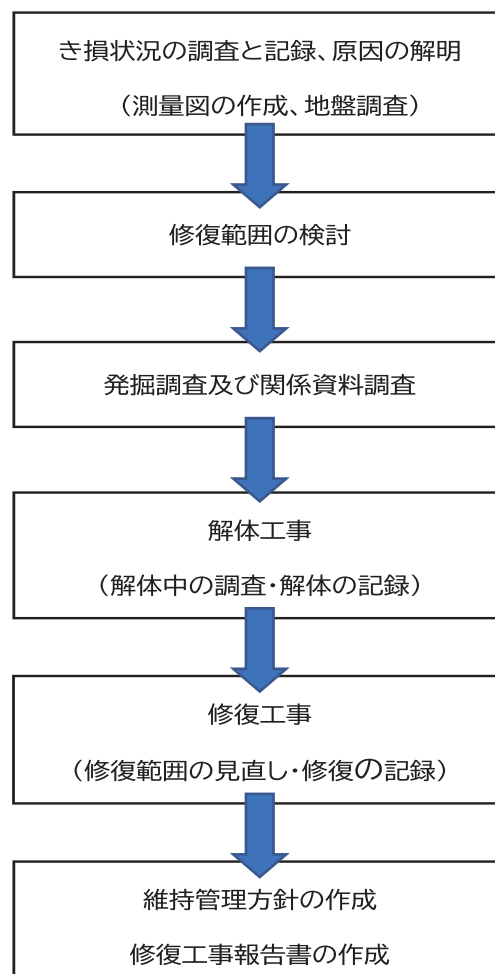
（２）盛土層の確保

各遺構を保護するため、発掘調査により遺構の深さを確認し、十分な盛土層を確保する。すでに発掘調査を実施した遺構については、発掘調査の成果に基づき必要な保護層を確保する。未調査の遺構については、今後の発掘調査成果に基づき保護層を検討する。

遺構までの深さが浅い箇所については、盛土により遺構を保護する等の措置を取る。

（３）遺構の修復

石垣や土塁等の各遺構がき損した場合の修復の手順については、以下のとおりとする。なお、伝統的な工法や材料により形成される遺構については、原則としてそれらに基づいた修復を行う。



第 47 図 修復のフロー

第3節 動線計画

棚倉城の歴史性、史跡見学や公園としての憩い・安らぎ等による利用を踏まえ、歩行者を基本とした動線を設定する。また、往時の動線（第33図参照）、現状の動線（第40図参照）を踏まえたうえで、動線を計画する。

1 史跡地内の動線

（1）エントランス

- ・本丸への入口の一つであった追手門跡について、往時の機能を踏まえ、本丸ゾーンへのエントランスとして活用する。

（2）見学者動線

- ・往時の順路の一つであった追手門から二ノ丸に入り、土橋を渡り本丸に入る順路を見学者の基本線として位置づけ、追手門跡を見学者のメインエントランスとする。
- ・堀の表示に合わせて堀を渡る土橋や枳形虎口跡、建物跡の表示や遺構解説板の整備により、往時の空間を追体験できるものとする。
- ・本丸平場から土塁（多門櫓）に登る往時の動線については、正保絵図を見ると雁木と思われる階段が描かれているが、確認していない。当面の間は既存の階段を利用して誘導動線とする。既存階段のうち明治20年(1887)代の写真に通路として映っている階段もあり、今後の調査で解明する。



「奥州棚倉城之図」（国立公文書館内閣文庫蔵）に描かれた雁木

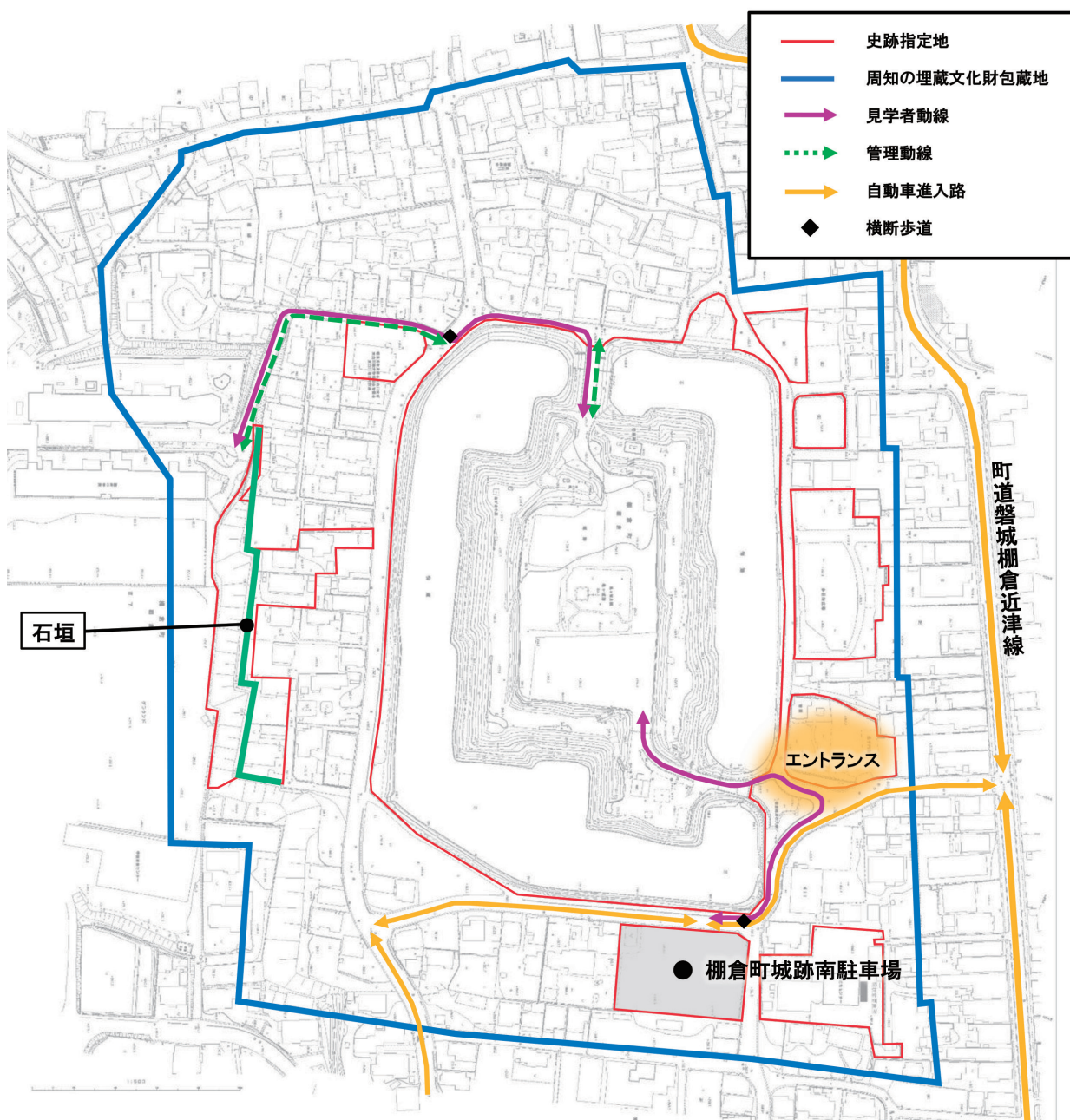


明治20年（1887）代の本丸跡

- ・バリアフリーへの対応として、枳形虎口土塁の復元的な整備が完了するまでの間は、北の枳形虎口は削平により現状は緩やかな坂になっていることから、棚倉城跡の本質的価値の要素である隅櫓や多門櫓への理解を深めてもらうために、バリアフリー動線として利用する。枳形虎口土塁の整備完了後は、車いす等により土塁上を周遊することが難しくなることから、本丸平場内に解説板や史跡内をバーチャル遊覧できるVRスポットを設置し、様々な方へ棚倉城跡の本質的価値の要素を理解してもらえるような整備を検討する。その場合、現状の本丸平場内の砂利により車いす等での通行が難しいため、枳形虎口土塁の復元整備に並行し、土塁の内側に沿うような土系舗装等の整備も検討する。

(3) 管理動線

管理車両（軽トラック程度）の通行を想定した管理動線を設置する。



第 48 図 動線計画図

(4) 周遊モデルコースの設定

棚倉城跡の各整備が完了したことを想定し、棚倉城跡の本質的価値や整備について理解を得るための周遊モデルコースを設定する。また、周遊モデルコースは、棚倉城跡の更なる理解促進のためガイド団体と散策することができるよう協議や検討を進める。

A コース（約 0.5km、所要時間約 30 分）

追手門跡・大ケヤキ → 櫓形虎口 → 本丸平場 → 階段から土塁(多門櫓) → 南西隅櫓跡(視点場) → 北西隅櫓跡(視点場) → 北二門礎石 → 本丸平場 → 階段から土塁(多門櫓) → 北東隅櫓跡(視点場) → 南東隅櫓跡(視点場) → 追手門跡・大ケヤキ

B コース（約 0.6km、所要時間約 40 分）

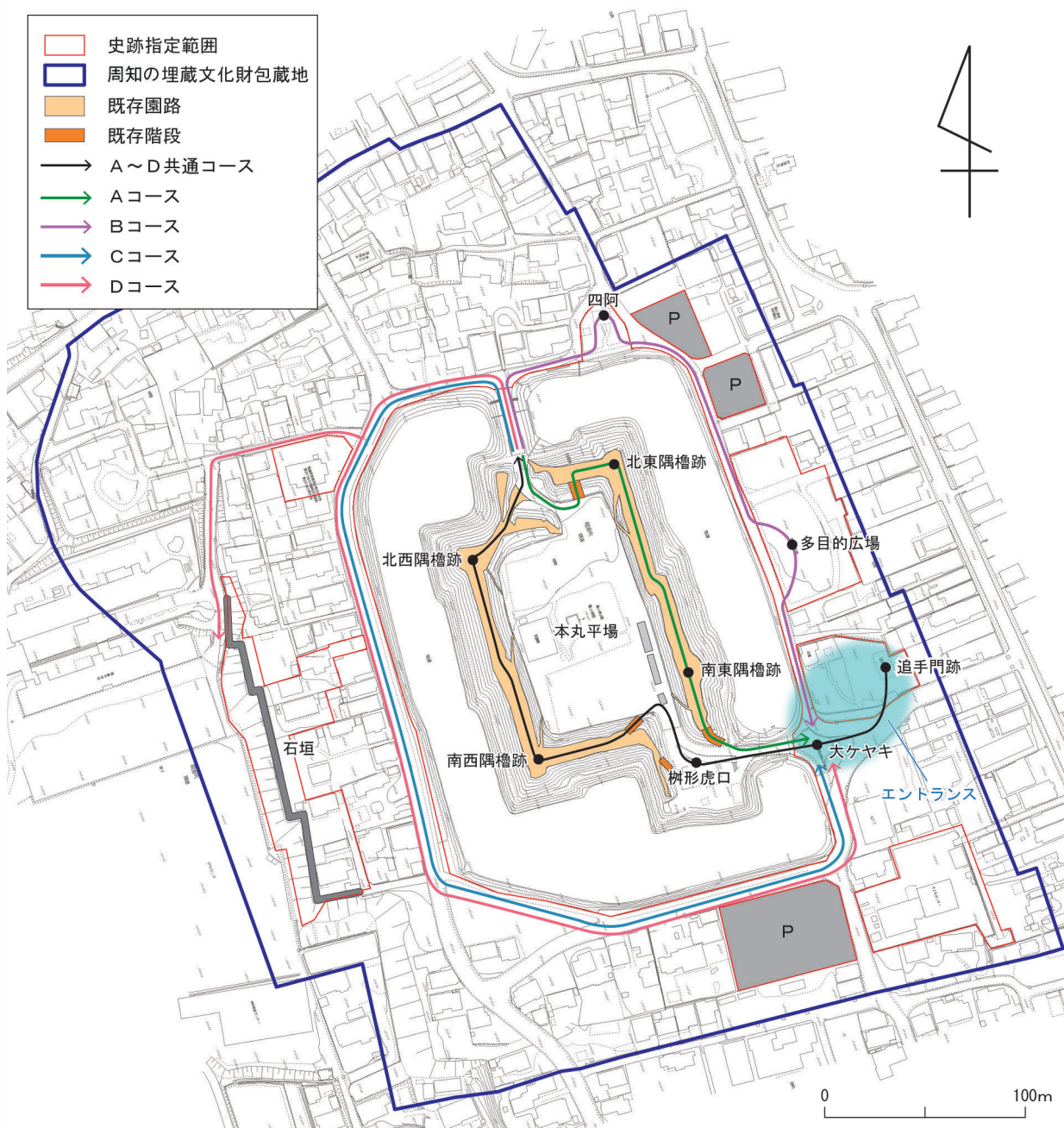
追手門跡・大ケヤキ → 櫓形虎口 → 本丸平場 → 既存階段から土塁(多門櫓) → 南西隅櫓跡(視点場) → 北西隅櫓跡(視点場) → 北二門礎石 → 右方向 → 四阿 → 多目的広場(視点場) → 追手門跡・大ケヤキ

C コース（約 0.7km、所要時間約 50 分）

追手門跡・大ケヤキ → 櫓形虎口 → 本丸平場 → 既存階段から土塁(多門櫓) → 南西隅櫓跡(視点場) → 北西隅櫓跡(視点場) → 北二門礎石 → 左方向 → 堀沿いに南下 → 追手門跡・大ケヤキ

D コース（約 1km、所要時間約 70 分）

追手門跡・大ケヤキ → 櫓形虎口 → 本丸平場 → 既存階段から土塁(多門櫓) → 南西隅櫓跡(視点場) → 北西隅櫓跡(視点場) → 北二門礎石 → 二ノ丸西面石垣 → 追手門跡・大ケヤキ



第 49 図 モデルコース図（本丸内は自由動線）

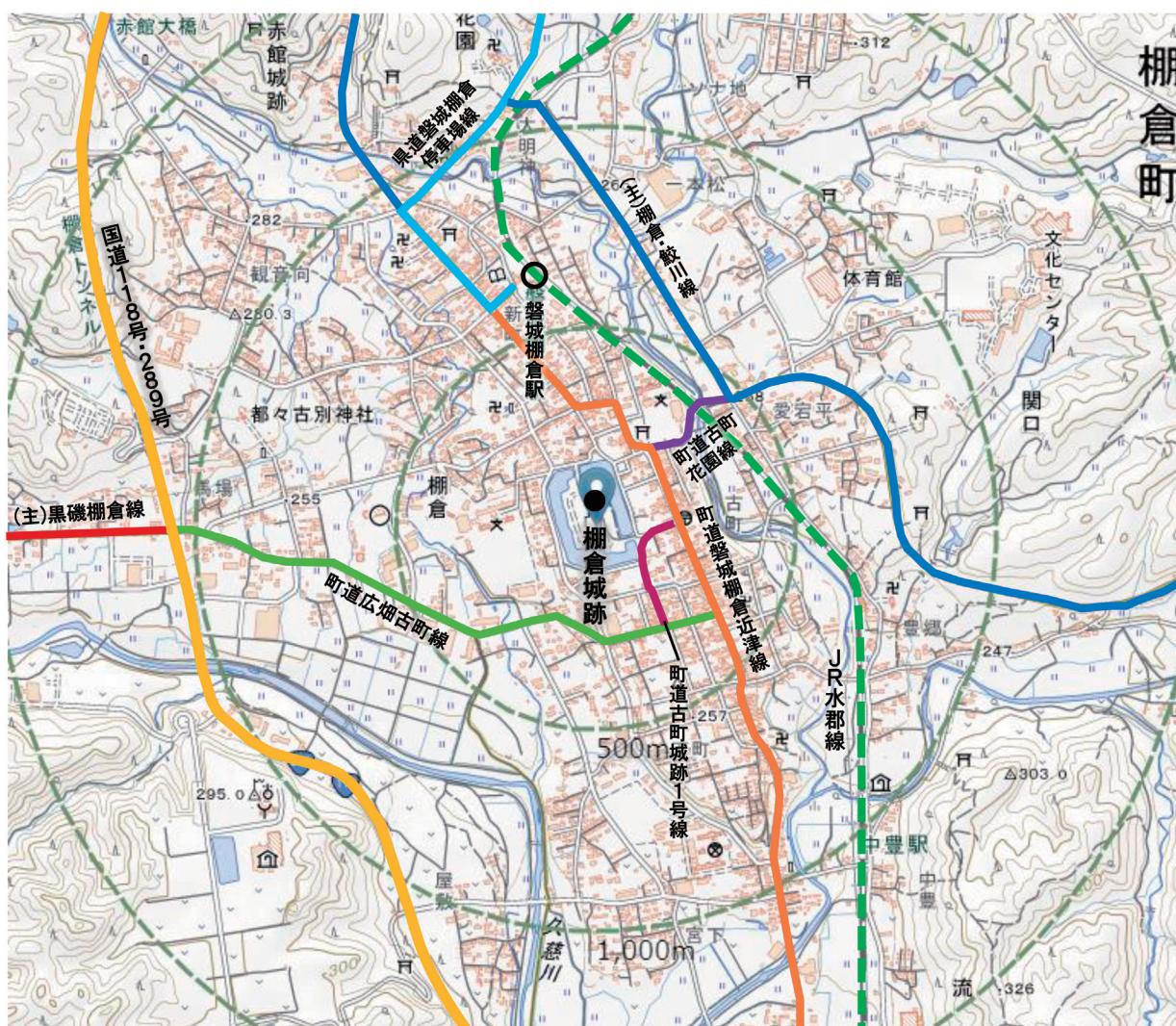
2 周辺地域を含めた動線

徒歩による外部からの動線は、往時のメインルートであった水戸街道から追手門跡、南門跡、北門跡を経て二ノ丸、本丸へと至る。

自家用車を使用する場合には、国道 118 号・国道 289 号から主要地方道黒磯・棚倉線、町道磐城棚倉・近津線を利用したアクセスが想定される。大型観光バス等は南駐車場の利用が想定される。現状では、公共交通機関よりも自家用車によるアクセスの利便性が高く、北駐車場と南駐車場が設けられている。国道 118 号・国道 289 号、主要地方道黒磯・棚倉線から案内表示がされている。徒歩による外部からの動線は、往時のメインルートであった水戸街道を活用し、沿道の文化財や城下町の街並みと連携した利用の促進を

目指す。

- ・国道 118 号・国道 289 号沿いの看板については、関係各署への働きかけを行い、更新や新設に際しては案内標記の統一を働きかける。
- ・史跡指定地内外に設置する案内・解説施設について、史跡地周辺の文化財・観光資源等と共通したデザイン（形状・色）やシンボルマークを採用することで、歴史や地域のつながりを表現できるものとする。
- ・舗装のカラーリングやシンボルマークなどによって来訪者の誘導を行う。
- ・周辺の文化財・観光資源等と共用できる案内・解説アプリの開発を検討する。



第 50 図 周辺地域を含めた動線図

第4節 修景及び植栽に関する計画

1 植栽管理の方針

- ・ 棚倉城跡の本質的価値の要素である本丸土塁や石垣は、重要な歴史的景観を担っている。したがって、本来あるべきこれらへの眺望点をビューポイントとして再認識し、その視界を遮る樹木を整理して、史跡としての景観の回復を図る。
- ・ 本丸土塁や石垣に近接していて、それらの保存管理に影響を及ぼす樹木等は適宜整理して、遺構の保全を図る。なお伐採後の除根は、遺構を損傷する恐れがあるため、除根は、破損した遺構の修復時など発掘調査と合わせて実施する。
- ・ 倒木等の恐れのある樹木の撤去等を行い、来訪者の安全を確保する。
- ・ 中心市街地における貴重な緑地として、町民や観光客の憩いの場所となるよう、適切な維持管理に努める。
- ・ 史跡として必要な修景上の植栽については、個々の史跡整備計画の方針に基づき適切な対応を検討する。そのため、整備計画の方針にそぐわない新たな植栽は、原則として行わない。必要な植栽を実施する場合、園芸種や外来種などの乱用は避け、郷土になじまれている在来種を中心として利用する。また、遺構等への影響を避けるために、高木種や根張りの樹種の新たな植栽は認めない。
- ・ 老木や高木については定期的に調査を実施し、腐朽や病害虫、災害などによる倒木や枝折れなどを事前に防止し、中低木種についても整枝等を定期的に行い、適切な維持管理を行う。
- ・ 植栽の整備に当たっては、専門家や関係機関及び関係団体との協議を行ったうえで具体的な整備方法を検討する。

2 維持管理の方法

樹木や草本の経年変化を観察しつつ、景観や樹木関係の専門家のアドバイスを受け、状況に応じた適切な維持管理を行う。

維持管理については、エリアを定め維持管理作業を行う。

(1) A 地区

公園的な利用が主となる地区

対象：本丸平場、櫛形虎口、多目的広場、棚倉町茶室

整備方法：除草、剪定

(2) B 地区

きめ細かい管理が必要、遺構の保護を図りながらの管理が必要な地区

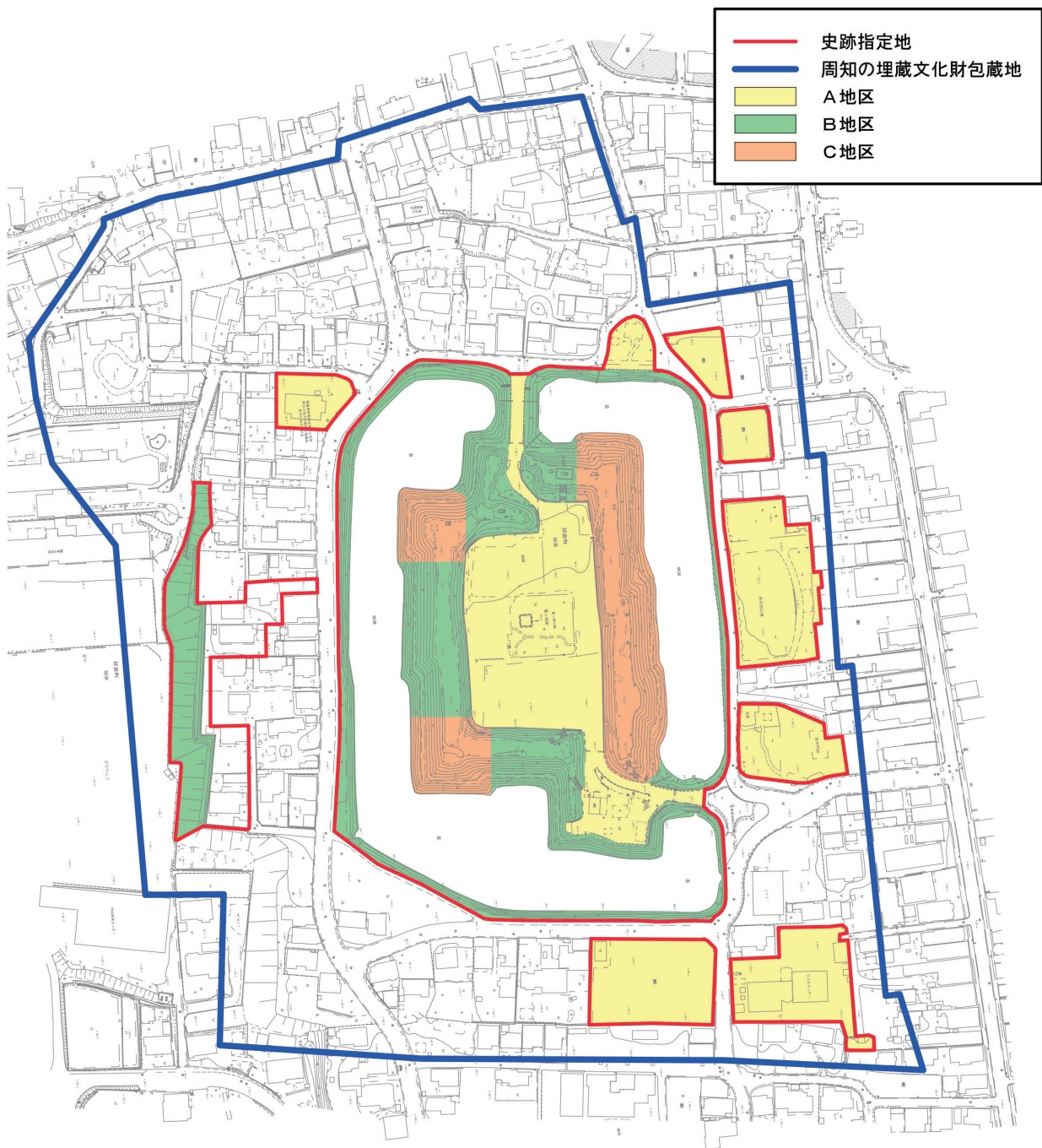
対象：本丸土塁、石垣面及び切岸

整備方法：除草、間伐、剪定、伐採

(3) C 地区

視点場として整備する地区

整備方法：除草、間伐、剪定、伐採

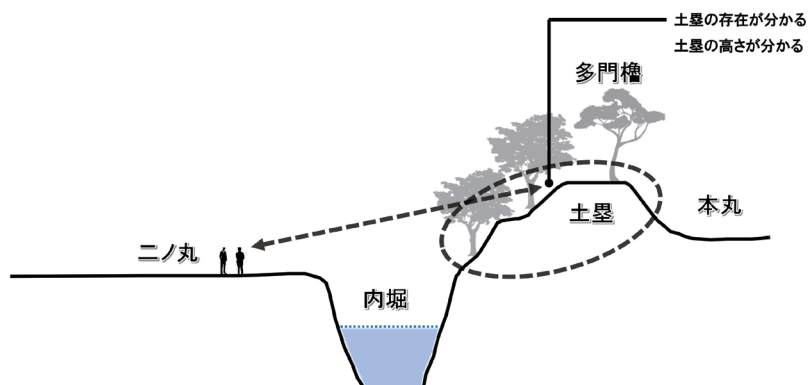


第 51 図 植栽管理の地区割図

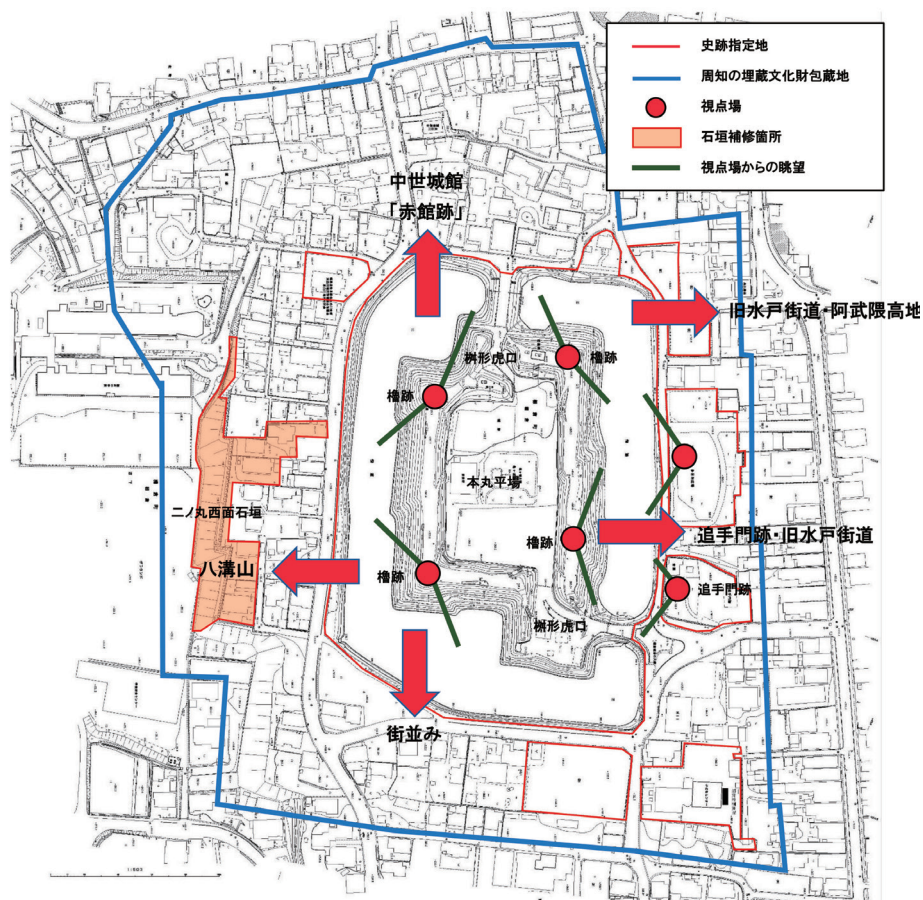
3 本丸土塁眺望のための視点場

棚倉城を象徴する本丸土塁は、本質的価値を構成する要素であり、本丸土塁の眺望を阻害している既存木を景観等の保全を確保したうえで剪定や間伐を実施する。公有地であり周囲に建造物も少なく見通しが良く、滞留して見学することが可能な空間である追手門跡付近、多目的広場を視点場として設定する。

視点場の整備については、往時の正門があった追手門及び多目的広場側・旧水戸街道側から実施する。



第 52 図 視点場のイメージ



第 53 図 視点場からの眺望範囲

(1) 追手門跡付近

棚倉城の正門から本丸堀、本丸土塁、県指定天然記念物「棚倉城跡の大ケヤキ」等を眺望できる。また、滞留可能な空間を有している。

基本方針：本丸土塁裾部及び天端の樹木を見通しがきく程度に間伐や剪定、伐採



本丸土塁方向



本丸土塁方向

整備対象既存木一覧

番号	樹種	幹回(cm)	樹高(m)	備考
158	ソメイヨシノ	130	6	半枯れ
159	ソメイヨシノ	108	6	半枯れ
160	ソメイヨシノ	86	6	
162	ソメイヨシノ	113	8	
163	ケヤキ	1,130	18	
164	ソメイヨシノ	215	11	
165	イロハカエデ	56	5	

樹種	本数
ソメイヨシノ	5
ケヤキ	1
イロハカエデ	1
計	7

(2) 多目的広場

本丸堀、北東隅櫓跡から南東隅櫓方向まで見通せる場所に位置している。「慶応二年奥州棚倉之図」を見ると二ノ丸の東側、北側、南側は大規模な建物はない見通しのよい空間となっている。多目的広場については、二ノ丸東側の公共施設では広い空間を有しており、往時の二ノ丸空間を想像することも可能である。

基本方針：本丸土塁裾部及び天端の樹木を見通しがきく程度に間伐や剪定、伐採を行う。



本丸土塁方向



本丸土塁方向

整備対象木一覧

番号	樹種	幹回(cm)	樹高(m)	備考
146	イロハカエデ	65	5	
147	ソメイヨシノ	105	6	半枯れ
148	ソメイヨシノ	190	8	半枯れ
149	ソメイヨシノ	165	6	半枯れ
150	ソメイヨシノ	130	7	半枯れ
151	ソメイヨシノ	135	6	半枯れ
152	ソメイヨシノ	180	5	半枯れ
153	ソメイヨシノ	182	6	半枯れ
154	ソメイヨシノ	78	6	

樹種	本数
ソメイヨシノ	8
イロハカエデ	1
計	9

4 城外眺望のための視点場

棚倉城跡周辺の自然や街並み、歴史的な眺望を体験するために、本丸防御の要でもある土塁上にあった隅櫓跡4箇所に視点場を設定する。

(1) 北西隅櫓跡

城の北方向にある中世城館の赤館城を望むことが出来る位置にある。また、伝承では藩主がこの隅櫓に登り北方向に位置する蓮家寺山門（二重の楼門）を眺望したとも伝えられ、藩主の行動を追体験出来る場所でもある。

基本方針：樹間から町並みが眺望できる程度に高さを抑えて間伐や剪定を行う。



西方向



北方向・赤館跡方向

整備対象既存木一覧

番号	樹種	幹回(cm)	樹高(m)	備考
303	イロハカエデ	64	6	
304	イロハカエデ	56	5	
305	ソメイヨシノ	203	13	半枯れ
307	ソメイヨシノ	55	7	
308	ソメイヨシノ	186	12	
309	ソメイヨシノ	220	15	半枯れ
310	イヌザクラ	158	14	
311	イロハカエデ	52	7	
312	ケヤキ	160	16	
313	ソメイヨシノ	150	7	半枯れ
314	サワラ	309	25	
315	ソメイヨシノ	40	4	半枯れ
316	ソメイヨシノ	212	13	
317	ソメイヨシノ	70	7	
318	ソメイヨシノ	295	15	
319	ソメイヨシノ	215	14	半枯れ
320	ソメイヨシノ	42	6	
321	ソメイヨシノ	110	11	
322	イロハカエデ	30	4	
323	コナラ	92	13	
324	イロハカエデ	40	4	
325	イロハカエデ	123	10	

番号	樹種	幹回(cm)	樹高(m)	備考
326	イロハカエデ	66	6	
327	イロハカエデ	50	5	
328	イロハカエデ	129	10	
329	ソメイヨシノ	48	9	枯れ
330	ソメイヨシノ	51	7	枯れ
331	イロハカエデ	151	8	
332	ソメイヨシノ	55	8	半枯れ
333	イロハカエデ	46	4	
334	ソメイヨシノ	33	6	
335	ソメイヨシノ	187	10	

樹種	本数
イヌザクラ	1
イロハカエデ	11
ケヤキ	1
コナラ	1
サワラ	1
ソメイヨシノ	17
計	32

(2) 西隅櫓跡

本丸の南方向から西方向を守るための櫓跡であり、整備によって南方向は街並み、西方向は茨城県と栃木県の境にある八溝山方面を眺望することが可能である。

基本方針：樹間から町並みが眺望できる程度に高さを抑えて間伐や剪定を行う。



南方向



西方向

整備対象既存木一覧

番号	樹種	幹回(cm)	樹高(m)	備考
216	イロハカエデ	101	13	
217	イロハカエデ	171	14	
218	ソメイヨシノ	190	14	
219	イロハカエデ	77	11	
220	ソメイヨシノ	42	6	
224	ソメイヨシノ	221	15	
225	ソメイヨシノ	168	14	
226	イロハカエデ	30	6	
227	イロハカエデ	173	12	
228	イロハカエデ	73	7	
229	ソメイヨシノ	127	8	半枯れ
230	ソメイヨシノ	130	8	枯れ
231	ソメイヨシノ	165	10	枯れ
232	イロハカエデ	51	5	
233	ソメイヨシノ	120	11	
234	シダレザクラ	121	11	半枯れ
235	ソメイヨシノ	141	12	

番号	樹種	幹回(cm)	樹高(m)	備考
236	ソメイヨシノ	198	10	半枯れ
237	ソメイヨシノ	85	8	
238	ソメイヨシノ	76	7	
239	ケヤキ	78	8	
240	イロハカエデ	80	8	
241	イロハカエデ	110	7	
242	ソメイヨシノ	93	7	
243	ソメイヨシノ	53	6	
245	イロハカエデ	68	6	
254	ソメイヨシノ	134	10	
255	イロハカエデ	50	5	
256	イロハカエデ	47	4	
257	ソメイヨシノ	46	7	半枯れ
258	イロハカエデ	104	14	
259	イロハカエデ	127	14	
260	イロハカエデ	103	13	
261	イロハカエデ	44	4	半枯れ

番号	樹種	幹回(cm)	樹高(m)	備考
262	イロハカエデ	75	6	
263	ソメイヨシノ	50	7	
264	ソメイヨシノ	56	7	
265	ソメイヨシノ	80	9	
266	ケヤキ	188	15	
267	サワラ	247	23	
268	ソメイヨシノ	118	9	
269	ケヤキ	194	14	
270	カシ	42	6	
271	シダレザクラ	40	6	
272	ソメイヨシノ	163	8	
273	ソメイヨシノ	41	4	枯れ

樹種	本数
イロハカエデ	20
カシ	1
ケヤキ	4
サワラ	1
シダレザクラ	2
ソメイヨシノ	27
計	55

(3) 北東隅櫓跡

本丸の北方向から東方向を守るための櫓跡であり、整備によって旧水戸街道沿いの街並みと阿武隈高地に連なる山並みを眺望することが可能である。

基本方針：樹間から町並みが眺望できる程度に高さを抑えて間伐や剪定を行う。



北方向



東方向

整備対象既存木一覧

番号	樹種	幹囲(cm)	樹高(m)	備考
372	コナラ	234	17	
373	イロハカエデ	45	7	
374	ソメイヨシノ	130	11	
375	イロハカエデ	116	10	
376	ソメイヨシノ	140	13	腐れ
377	ソメイヨシノ	170	14	腐れ
378	ドイツトウヒ	235	24	
379	ソメイヨシノ	63	7	
380	ソメイヨシノ	110	5	半枯れ
381	カシ	241	23	
382	イチョウ	212	22	
383	ソメイヨシノ	62	6	
384	ソメイヨシノ	83	8	
385	ソメイヨシノ	173	14	半枯れ
386	イロハカエデ	115	12	
387	ソメイヨシノ	120	11	半枯れ
388	イロハカエデ	55	7	
389	イロハカエデ	50	6	
390	ソメイヨシノ	80	8	半枯れ
391	イロハカエデ	39	7	
392	イロハカエデ	68	7	
393	ソメイヨシノ	67	7	
394	イロハカエデ	45	8	

番号	樹種	幹囲(cm)	樹高(m)	備考
395	イロハカエデ	95	8	
396	ソメイヨシノ	201	15	半枯れ
397	イロハカエデ	50	5	
398	イロハカエデ	159	13	
399	イロハカエデ	49	6	
400	イロハカエデ	135	14	
401	アカマツ	203	17	
402	イロハカエデ	93	9	
403	イロハカエデ	70	11	
404	イロハカエデ	145	13	
405	ソメイヨシノ	169	14	半枯れ
406	ソメイヨシノ	125	13	
407	コウヤマキ	198	24	
408	ソメイヨシノ	180	8	半枯れ
409	イロハカエデ	100	9	
410	イロハカエデ	108	8	
411	ソメイヨシノ	154	15	
412	ソメイヨシノ	102	14	
413	ソメイヨシノ	59	7	
414	アカマツ	208	16	腐れ
415	ソメイヨシノ	94	12	
416	ソメイヨシノ	186	15	
417	イロハカエデ	56	6	

番号	樹種	幹囲(cm)	樹高(m)	備考
418	イロハカエデ	118	12	
419	ソメイヨシノ	120	15	
420	ソメイヨシノ	83	9	
421	ソメイヨシノ	75	9	
422	クロマツ	116	16	
423	ソメイヨシノ	175	7	腐れ
424	ソメイヨシノ	194	15	
425	ソメイヨシノ	173	15	半枯れ
426	イロハカエデ	108	10	
427	イロハカエデ	70	6	
428	イロハカエデ	65	6	
429	ケヤキ	45	6	
430	イロハカエデ	87	9	半枯れ
431	イロハカエデ	114	10	
432	ソメイヨシノ	131	9	腐れ
433	ソメイヨシノ	174	11	半枯れ
434	ソメイヨシノ	170	11	半枯れ
435	イロハカエデ	45	5	

樹種	本数
アカマツ	2
イチョウ	1
イロハカエデ	26
カシ	1
クロマツ	1
ケヤキ	1
コウヤマキ	1
コナラ	1
ソメイヨシノ	29
ドイツトウヒ	1
計	64

(4) 南東隅櫓跡

本丸の東方向を守るための櫓跡であり、整備によって棚倉城の正門である追手門跡、旧水戸街道沿いの街並みを望むことが可能である。

基本方針：樹間から町並みが眺望できる程度に高さを抑えて間伐や剪定を行う。



東方向・旧水戸街道方向



東方向・追手門方向

整備対象既存木一覧

番号	樹種	幹囲(cm)	樹高(m)	備考
436	ソメイヨシノ	81	11	
437	ソメイヨシノ	89	10	
438	ソメイヨシノ	62	4	
439	ソメイヨシノ	64	5	半枯れ
440	イロハカエデ	34	5	
441	イロハカエデ	42	6	
442	イロハカエデ	56	6	
443	イロハカエデ	53	7	
444	クロマツ	173	22	
445	ソメイヨシノ	83	12	
446	ソメイヨシノ	85	13	
447	アカマツ	218	18	
448	ソメイヨシノ	59	11	
449	ソメイヨシノ	73	13	
450	イロハカエデ	51	5	
451	イロハカエデ	96	7	
452	ケヤキ	327	17	
453	イロハカエデ	124	12	
454	クロマツ	141	18	
455	ソメイヨシノ	166	11	半枯れ
456	ソメイヨシノ	87	12	
457	イロハカエデ	68	9	
458	ソメイヨシノ	119	13	半枯れ
459	イロハカエデ	13	5	
460	イロハカエデ	95	7	

番号	樹種	幹囲(cm)	樹高(m)	備考
461	イロハカエデ	100	6	
462	ソメイヨシノ	171	14	半枯れ
463	イロハカエデ	121	10	
464	ソメイヨシノ	75	11	
465	イロハカエデ	80	7	
466	ソメイヨシノ	65	7	
467	ケヤキ	94	11	
468	ソメイヨシノ	211	6	腐れ
469	イロハカエデ	83	6	半枯れ
470	イロハカエデ	167	14	
471	イロハカエデ	100	10	
472	イロハカエデ	97	10	
473	イロハカエデ	160	12	
474	イロハカエデ	44	6	
475	ソメイヨシノ	255	16	
476	イロハカエデ	78	6	
477	ソメイヨシノ	213	10	
478	イロハカエデ	141	10	
479	イロハカエデ	44	5	
480	イロハカエデ	72	7	
481	イロハカエデ	78	9	
482	ツバキ	28	5	
483	ソメイヨシノ	181	14	半枯れ
484	ソメイヨシノ	161	6	腐れ
485	ソメイヨシノ	151	14	

番号	樹種	幹囲(cm)	樹高(m)	備考
486	イロハカエデ	58	6	
487	イロハカエデ	92	7	
488	ソメイヨシノ	149	15	
489	イロハカエデ	81	7	
490	イロハカエデ	61	6	
491	ソメイヨシノ	164	14	半枯れ
492	ソメイヨシノ	278	15	
493	ケヤキ	170	16	
494	イロハカエデ	114	11	
495	イロハカエデ	80	7	
496	ソメイヨシノ	78	8	

樹種	本数
アカマツ	1
イロハカエデ	30
クロマツ	2
ケヤキ	3
ソメイヨシノ	24
ツバキ	1
計	61

5 建造物の修景

(1) 建造物の新設

棚倉城跡において新たな建造物を設置する場合には、城跡の価値や景観に配慮した上で、関係部局・機関と協議を行い、ユニバーサルデザインに配慮した適切なものとする。

(2) 既存建造物

既存建造物は、経年劣化や損傷等が生じた場合は改修を行うが、改修が困難な場合は関係部局・機関と協議のうえ撤去し新設を検討する。なお、既存建造物のうち、修景の観点から景観に適していないと判断されるものについては、関係部局・機関と協議のうえ撤去またはデザインの見直しを検討する。

6 町民協働による景観の保全

城郭らしい景観の保全を目的として、町民の意識を醸成するため、町民協働による除草・清掃活動等の棚倉城跡の修景に関する取り組みを図る。

第5節 遺構の表現に関する計画

- ・ 棚倉城跡の本質的価値を顕著に示す全周する本丸土塁や多門櫓・堀などの要素を活かし、顕在化させるための整備を行う。
- ・ 本丸御殿は、発掘調査及び「棚倉城請取渡当日御着座之間并出役之図」に基づく平面表示を目指して発掘調査や史料調査を実施する。

1 遺構露出展示（地表顕在遺構）

二ノ丸西面石垣や本丸土塁、門の礎石等の地表に顕在する遺構を展示する手法である。史跡の遠景、近景及び来訪者の動線上の景観において、遺構の本来的な規模や形状、配置などを分かりやすく示す。遺構自体が露出していることで損しやすいので、その場合には「遺構保存・修復に関する計画」に基づき管理・修復等の対応をとる。

2 遺構表示

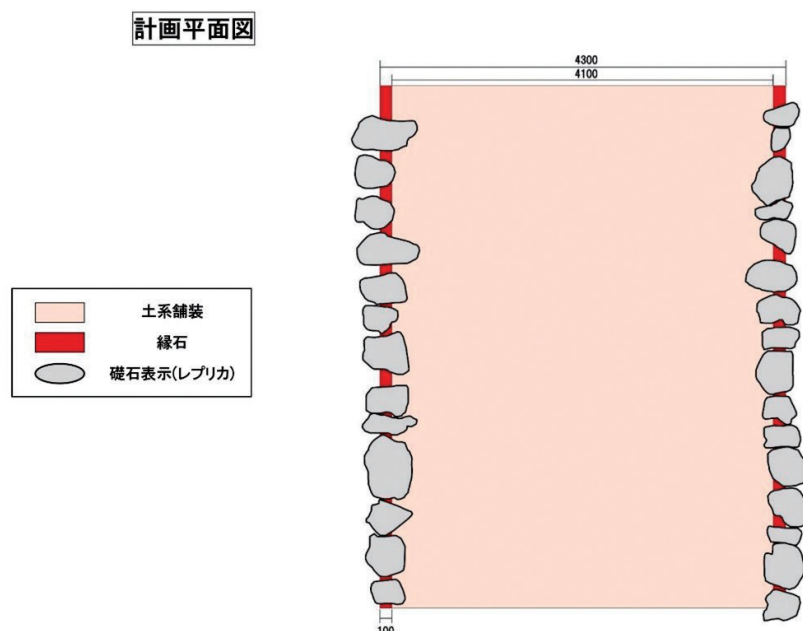
棚倉城跡の本質的価値を顕著に示す多門櫓や土塁、堀などについて、発掘調査や史料調査の成果により十分な情報が得られた場合に、平面的な遺構表示について検討する。

また、立体的な遺構表示については、枳形虎口土塁を整備の対象として検討する。

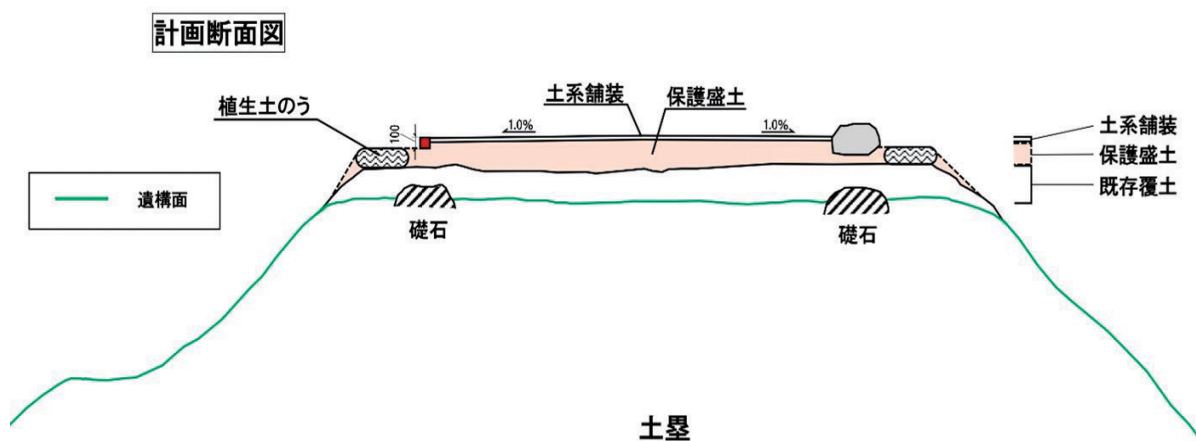
(1) 隅櫓跡、多門櫓跡

発掘調査では、本丸土塁上の隅櫓跡1基とこれを繋ぐ多門櫓跡を確認している。これらの遺構について、櫓や多門櫓の範囲などを表現するため平面表示を目指す。

整備手法としては、まず現況面を盛土保護により養生する。その上層に多門櫓の礎石のレプリカ（大きさは発掘調査成果に基づき 30cm～50cm程度）を配置し、建物内に当たる場所には周囲と色彩および質感が異なる舗装材を施し、櫓跡や多門櫓跡の位置や形状を表現する。縁石は盛土保護及び土留めのために設置するものであるので、遺構と間違えないように形状や色に配慮する。



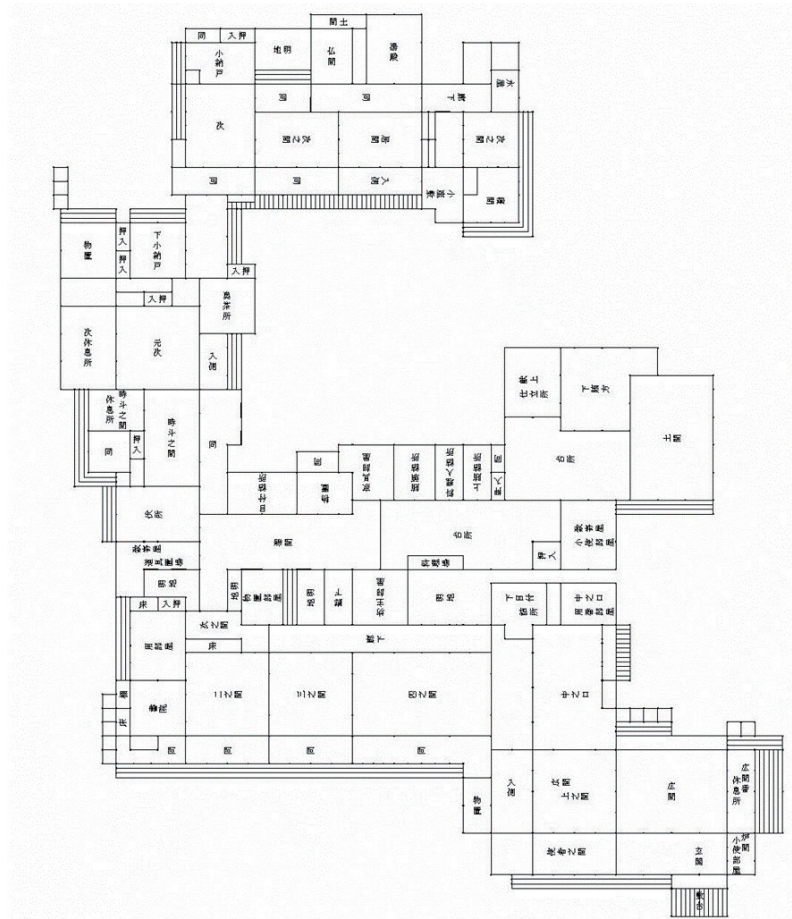
隅櫓跡、多門櫓跡整備計画平面図



隅櫓跡、多門櫓跡整備計画断面図

(2) 本丸御殿跡

発掘調査を実施し、「棚倉城請取渡当日御着座之間并出役之図」（学習院大学史料館寄託「陸奥国棚倉藩主・華族阿部家資料」）との整合関係を確認することとする。本丸御殿の構成や機能を理解できるよう、間取りや各部屋の名称表記に基づき、本丸御殿遺構の平面表示を目指す。整備の手法としては、本丸御殿のスケールを体感可能な等大の平面表示とし、「表向」、「奥向」、「台所」などの建物機能を色や素材によって表示分けするなど、視覚的に分かりやすい表現とする。



「棚倉城請取渡当日御着座之間并出役之図」に基づく本丸御殿のCAD化図面（中村琢巳氏作成）

3 AR・VRの活用検討

本丸御殿や附属建物について、建物の状況や発掘調査で検出した遺構などを、スマートフォンやタブレット等の端末を用いて現地で体感できるよう、AR・VR等の映像技術を活かした表示を検討する。



追手門復元 CG



スマートフォンアプリ

4 遺構復元

発掘調査の成果を基礎としつつ、文献、絵図、測量図、古写真等における各種調査の成果に基づく学術的な裏付けのもと、発掘調査の成果等により判明した正確な位置に復元するものとし、かつ遺構の保存に十分配慮し、できる限り当時の材料や技術を用いるものとする。本史跡では、枳形虎口の土塁等を対象として検討する。

5 建造物の復元

現在、建造物として現存するのは南門だけであるが、棚倉城跡の本質的価値である多聞櫓・隅櫓とランドマークとして重要な存在である追手門は、歴史的建造物として復元する価値の高いものと捉えられる。それぞれ、発掘調査により礎石が発見されてはいるが、復元整備対象となり得る真正性を確保するためには、意匠・形態、素材・材料、伝統・技能等の素材を得られる調査研究が必要となる。これらの復元については、今後の調査研究により、復元につながる資料等が十分確認された場合に、復元可能性の評価を行い、復元対象となり得るか検討する。

第12表 遺構表現の手法と対象とする遺構

遺構表現の手法		対象とする遺構
遺構露出展示 (地表顕在遺構)	地表に顕在する遺構 をそのまま展示	現存する石垣、土塁、堀、門の礎石
遺構表示	遺構の規模・配置・ 形態・性質等を模式的に展示	本丸御殿跡 隅櫓跡 多門櫓跡 追手門跡 枅形門跡 玄関前櫓門跡 北二門跡
遺構復元	現在失われている土 塁等の遺構を復元	枅形虎口土塁

第6節 案内・解説施設に関する計画

- ・動線計画に基づいて重点的に整備を進める。配置に際しては関係部局と調整し、乱立しないよう適切に設置する。
- ・安全性・内容・景観・劣化の観点から不適当と判断されるサインについては、関係課と協議のうえ、修復や移設・撤去等を進める。
- ・「子どもや海外からの見学者にも分かりやすい表現」、「ユニバーサルデザイン」、「ユニバーサルフォント」、「理解を深める分かりやすい情報提供」に留意して整備する。
- ・外国人来訪者の史跡への理解を深めるため、基本的に英語を使用する。その他に韓国語、中国語（繁体字・簡体字）等についても、レイアウト等を考慮し、名称等を必要に応じて多言語対応を行う。また、外国人の理解を助けるため、ピクトグラムも積極的に用いる。
- ・棚倉町歴史的風致維持向上計画で計画している「周遊性向上・案内板等整備事業」とデザインの統一を図る。
- ・サイン整備は、絵図・文献・現存状況・試掘調査の成果に基づき、設置可能な場所から進める。また、暫定的な整備についても検討する。
- ・サインの設置に際しては、遺構保護の観点から置き型タイプについても検討する。
- ・屋外模型及び地形模型等については、中長期的に検討を進める。

1 案内サイン

配置方針：エントランスゾーン等の主要な動線の起点に配置する。

例) 棚倉町城跡南駐車場、多目的広場など。

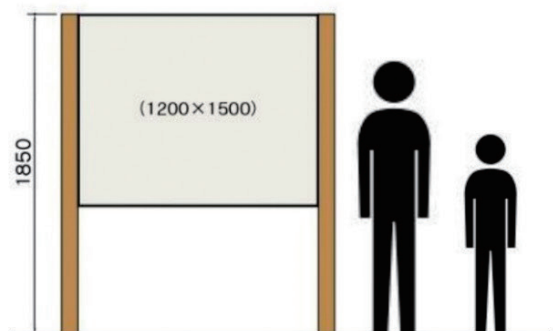
機能：棚倉城跡の概要と動線を案内する総合案内

内容：①案内板タイトル

②施設概要・復元図（各施設名称、現在の表示）

③古写真

④復元写真 ・「AR アプリ」QRコード など



仕様

支柱：角型テnderウッド(□100*100) ブラウン

表示板：アルミ樹脂積層複合板

表示枠材：アルミ押板形状/着色アルマイト+艶消しクリア塗装

○野外模型

遺構表示や説明板で解説を補う必要のある地点への配置を中・長期で検討する。立体的な模型と現地を対比させることで、正確な当時のイメージを描き出すような内容を検討する。

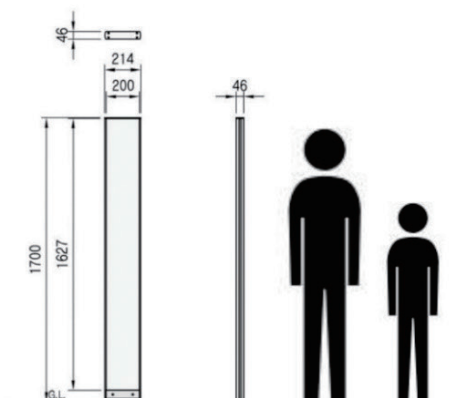
2 誘導サイン

配置方針：動線の分岐点や中間点に配置する。

例) 追手門跡、北二門跡などの分岐点

機能：各箇所での次のルートを示すための誘導サイン

内容：案内板タイトル



仕様

支柱：アルミ押出型材/ブラウン色塗装

表示板：アルミ樹脂積層複合板

枠材：アルミ押出型材/シルバーアルマイト+艶消しクリア塗装

3 解説サイン

配置方針：各地区（ゾーン）、遺構が顕在化している又は想定される場所（滅失・潜在化している場所）に配置する。

例）地区解説…本丸跡、二ノ丸跡、櫓形虎口跡など。

遺構解説…追手門跡、櫓形門跡、北東隅櫓跡、北西隅櫓跡、南東隅櫓跡、南西隅櫓跡、本丸御殿跡、二ノ丸西面石垣など。

機能：解説サインは来訪者の理解を促す。

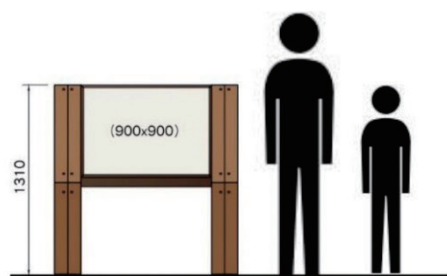
内容：①案内板タイトル

②施設概要

③復元図（各施設名称、現在の表示）

④古写真

⑤復元写真 ・「AR アプリ」QRコード など



仕様

支柱：亜鉛めっき鋼管/静電粉体塗装(チャイロ 55)

化粧板：スーパーオレンジウッド

表示板：アルミ板/アルミ樹脂積層複合板

枠板：アルミ押出型材/着色アルマイト(ダークブラウン)+艶消しクリア塗装

4 眺望サイン

配置方針：今後の修景（植生）による眺望確保された場所に配置する。

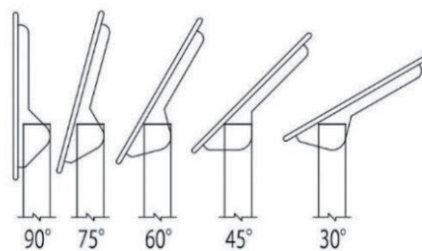
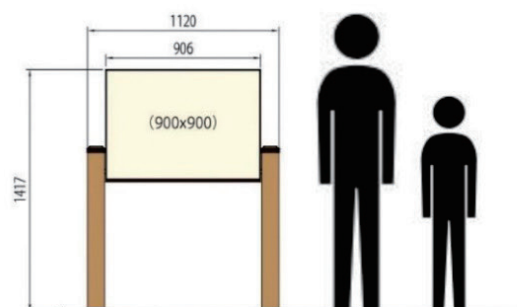
例）本丸隅櫓跡など。

機能：版面には、絵図・現在の写真とともに、眺望に関する棚倉城の歴史に伴うエピソード等や、当該箇所から望むことができる「棚倉城に関連する歴史資産」や自然地形等の情報を載せ、来訪者の興味・関心を促す。

内容：①案内板タイトル

②眺望の解説

③「AR アプリ」QRコード など



仕様

【表示板角度調整可能】

支柱：角型テnderウッド(□100*100) ブラウン

表示板：アルミ押出型材/着色アルマイト+艶消しクリア塗装

5 制御サイン

配置方針：立ち入りを制限しなければならない危険箇所や遺構の保存が担保できないような箇所は、立入禁止の箇所等を周知するサインを設置する。例えば、土塁法面、土塁ステップなど。また、特に必要があるときには「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に基づき、「現状変更をする行為」に対する制御サインを設置する。



制御サインの例



福井城址（福井県福井市）

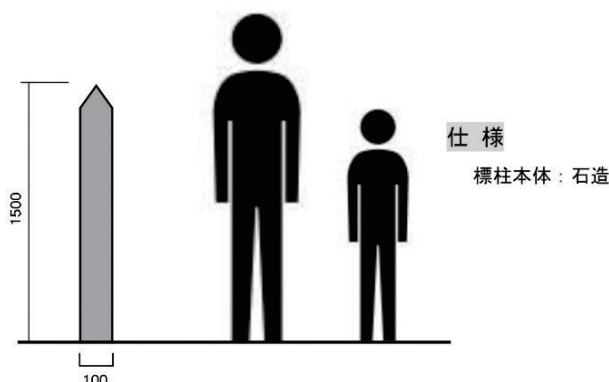
6 史跡標識

配置方針：史跡指定地を空間的に理解できるような場所に配置する。

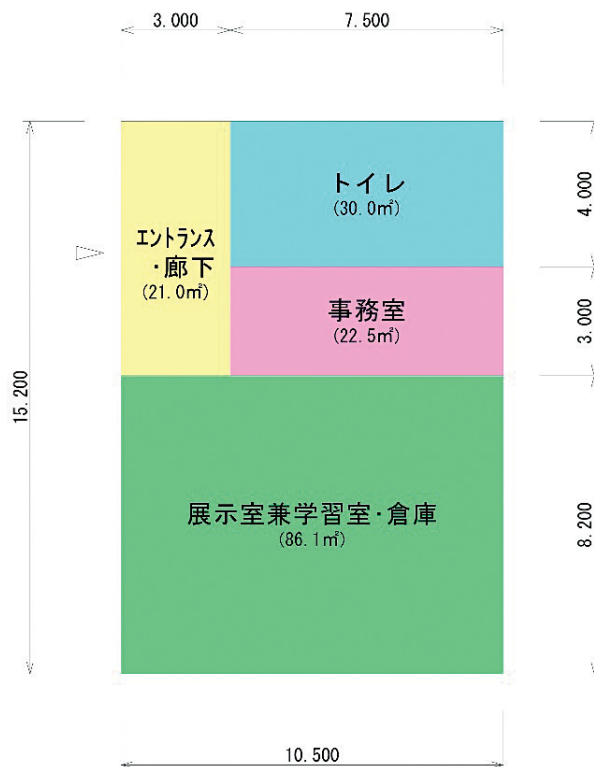
例）追手門跡付近、南側土橋外、北側土橋外など。

機能：文化財保護法第 115 条第 1 項により、史跡標識の設置が定められている。「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に基づき見学者動線に即した位置に設置する。

内容：①史跡及び名称
②文部科学省の文字に所有者または管理団体の氏名又は名称
③指定の年月日
④建設年月日



- ・特に築城以前に存在していた都々古別神社（馬場都々古別神社）や棚倉城跡の大ケヤキ等、関連する文化財についての展示も行う。
- ・周辺文化施設との連携や関連歴史資源とのネットワーク化等によるガイダンス機能の補完や広がりを目指し、広域的なガイダンス展開も検討する。
- ・ガイダンス施設については、史跡指定地内への新設は原則認められないこと、史跡周辺での土地取得が困難なことから、当面は既存施設の活用を図る。また、これまで活用してきた既存施設等（町立図書館、町文化センター、町茶室、まち工房たなぐら）を活かしつつ、今後必要となるガイダンス機能を補完する。
- ・棚倉町歴史的風致維持向上計画で棚倉城跡周辺に整備を計画している「棚倉城跡観光拠点施設整備事業」と連携した整備について検討する。



ガイダンス施設の機能配置イメージ



展示のイメージ

第7節 管理施設及び便益施設に関する計画

管理施設及び便益施設は、史跡の活用を進めるうえで必要な施設である。管理施設には水道施設、照明施設、電気施設等がある。また、便益施設は休憩施設、トイレ、ベンチ、駐車場、水飲み、緑陰など史跡の利用者が利便を図るための施設である。ただし、これらの施設は史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素であるため、その配置及びデザインには十分な配慮が必要である。また、埋設管や暗渠、工作物の基礎といった地下に設置する設備については、地下遺構に影響を与えないように十分配慮する必要がある。

また、棚倉町歴史的風致維持向上計画で棚倉城跡周辺に整備を計画している「棚倉城跡周辺道路整備事業」と連携した整備を進める必要がある。

1 休憩施設

- ・休憩施設については、既存の四阿やベンチ等の活用を図りながら、改修・更新時において、利用状況を含めて動線計画や遺構保護、景観に適していないと判断されるものは改修や撤去を検討する。
- ・新設に際しては、発掘調査に基づく遺構保護と景観に配慮し、委員会での協議等によって事前に遺構等の保護が担保された場合のみ主要動線付近や眺望景観の視点場となる場所を中心に休憩施設を配置する。バリアフリー動線沿いには、高齢者や身障者に考慮した配置を行う。
- ・デザインについては、統一感を創出するために共通したデザインとする。既存施設の改修に際しては共通デザインとなるように配慮する。使用する素材・材料は木材・石材等の自然素材を用いつつ、景観と調和するようなシンプルで簡易的なものを採用する。

2 トイレ

- ・当面は既存施設の活用を図りながら、景観と遺構の保護に配慮し、ユニバーサルデザインへの対応を含め、高い利便性を実現できる施設配置を検討する。
- ・トイレには給水排水設備が必要となることから、地下遺構に影響を与えない場所への移転を検討する。
- ・特に枳形虎口内の既存トイレは、枳形土塁の復元整備と併せて、撤去・移転を検討する。

3 駐車場

- ・史跡指定地内における駐車場の設置は原則認められていない。将来的には史跡の範囲外への配置を原則とし、当面は景観や遺構の保護に配慮しつつ、利便性を実現できる施設配置を検討する。
- ・中長期的な整備段階においては、アクセス性や管理動線の必要性も踏まえ、ガイダンス施設に隣接する場所に配置することを検討する。

4 道路

史跡の周辺道路については、史跡外であっても、路面の仕様や色調など、関係部局と協議しながら景観に配慮したものとする。

5 外灯

既存施設については、動線計画に基づき検討した上で、現位置で更新や改修を行う場合には、昼間の景観に支障を来さないよう規模・デザイン・色彩・配置に十分配慮する。遺構保護の観点から置き型照明などの方法も検討する。

6 記念碑等の取扱い

本丸内にある記念碑等は個別にその意義や来歴を整理し、関係団体との協議を行い、将来的には適地への移設を検討する。

7 その他の施設

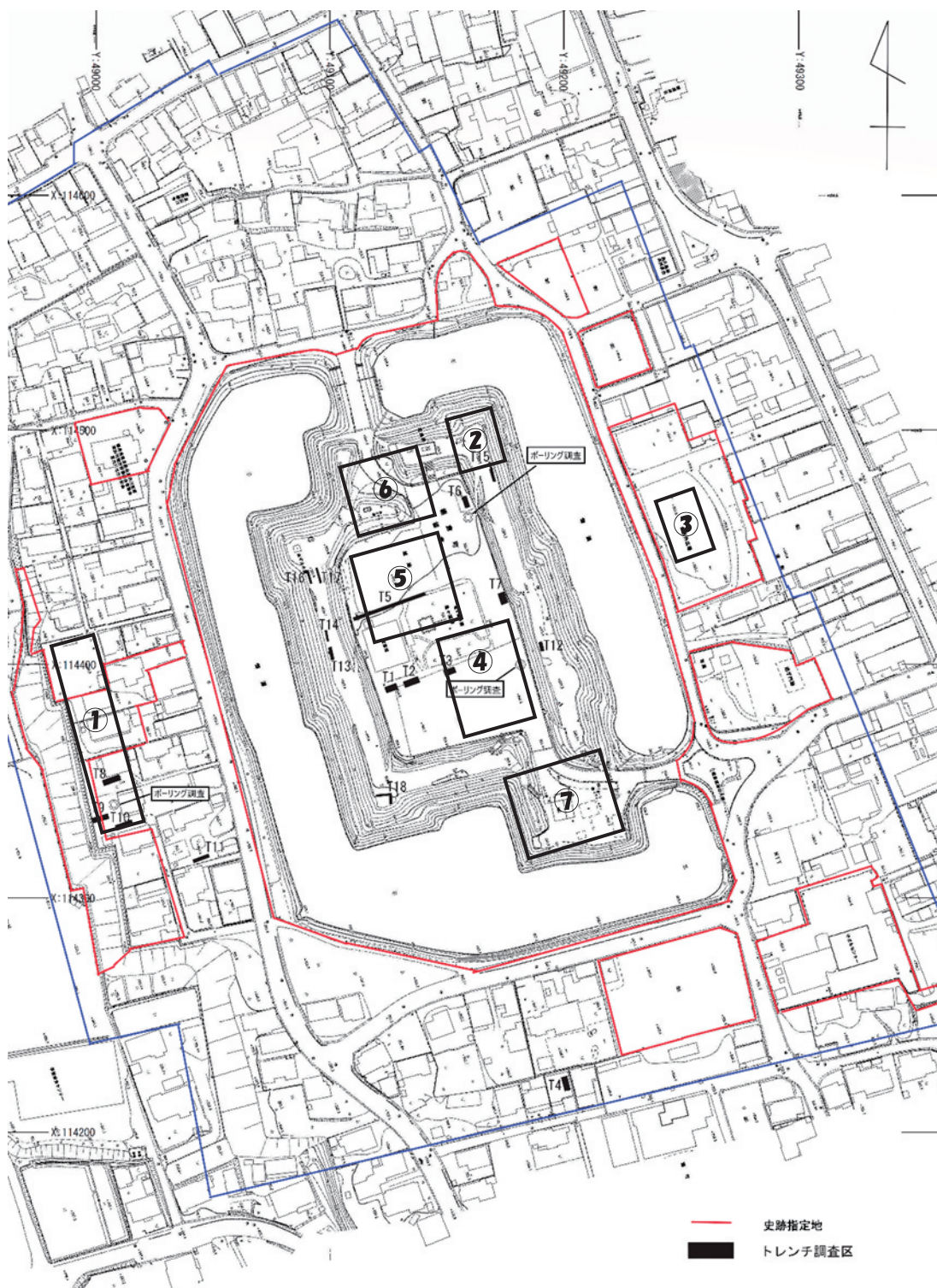
二ノ丸にある茶室・子どもセンター・東白川町村会の建物等については、遺構様相や今後の整備方針、現在の利活用状況を調査・分析した上で、移転を検討する。

第8節 整備事業に必要となる調査の計画

1 整備のための基礎調査を得るための調査

整備のための発掘調査は、遺構の規模・形状の確認を目的に最小限度の調査区を設定するものとし、調査整備委員会の指導のもと、適切な方法をもって実施する。

- ・二ノ丸西面石垣の保存修理に着手する関係から、令和6年（2024）度に石垣の発掘調査に着手する。石垣の調査では石垣の構造の解明を目的に調査区を設定する。
- ・本丸土塁北東部の隅櫓について構造の解明を目指す。
- ・本丸内部においては、「棚倉城請取渡当日御着座之間并出役之図」の内容に基づき、櫓門から本丸御殿までの石敷き通路、「表向」、「奥向」、「台所」の推定範囲の各エリアで調査区を設定し、各遺構の存在や広がりを確認する。
- ・滅失した南の枳形虎口の土塁部分については、土塁の範囲確認を目的に調査区を設定する。
- ・改変されている北の枳形虎口の土塁部分については、改変以前の土塁の形状確認を目的に調査区を設定する。



□ 今後の調査区・調査 地点 (予定)

①～③・・・令和 6 年度

⑥・・・・・・令和 13 年度

④・・・・・・令和 11 年度

⑦・・・・・・令和 14 年度

⑤・・・・・・令和 12 年度

第 55 図 発掘調査予定箇所

2 整備のための発掘調査以外の調査

(1) 史資料調査

文献や絵図等の史資料調査により、棚倉城跡の実態解明を進める。

- ・町内の史料調査及び資料調査
- ・学習院大学史料館寄託「陸奥國棚倉藩主・華族 阿部家資料」の調査
- ・棚倉藩と国替などで所縁のある全国の自治体への史料調査

(2) 本丸周囲の堀における環境保全・改善に関する調査

本丸周囲の堀における環境保全のため、水質や動植物の生態の調査を実施していく。

(3) その他の調査

棚倉城跡の草本類の調査を実施する。また、整備にあたっては、必要に応じて地盤調査等を実施し、整備地盤の状態を把握する。

3 地表顕在遺構の記録

石垣や土塁、曲輪等の地表顕在遺構の測量調査を行い、現状を把握し記録する。測量調査を継続的に実施することにより、経年変化を的確に捉え、危険性を含む箇所の把握に努める。また、自然的・人的要因により地表顕在遺構がき損し修復が必要となった場合には、修復の基礎資料として測量調査の記録を活用する。

4 活用状況の把握

来訪手段や来訪目的等、来訪者の実態把握を行い、来訪者の求める姿に相応する活用方法の検討材料とする。

第9節 関連歴史遺産との連携に関する計画

棚倉城跡の周辺には、「長久寺山門」（棚倉城南門）、「都々古別神社本殿」（馬場）、「南御殿跡」（南茶屋）、「門叶家住宅」（武家屋敷）、「蓮家寺山門」等、棚倉城跡に関連する文化財が多数存在するが、具体的な活用が図られていない。これらの文化財については、連携した整備・活用を図り、町民および来訪者の理解と関心を促し、町内の回遊性と棚倉城跡を中心とした歴史遺産の魅力を向上させる。

1 関連歴史遺産の対象



第 56 図 関連遺産位置図

2 連携に関する計画

前述した歴史遺産を効果的に活用し、回遊性の向上と地域活性化に寄与するために、関連歴史遺産及び関係部局、関係機関と連携しガイダンス施設を起点としたレンタサイクルによる周遊コースの設定等、適切な整備を検討する。

第 10 節 公開・活用に関する計画

1 情報公開に関する計画

棚倉城跡の本質的価値や歴史、各種調査成果、活用、整備の状況について、情報を積極的に発信し、理解と関心を深めることによって見学者を促す。

(1) 情報公開の内容

情報公開が必要な項目は以下のとおりである。

ア 史跡の基本情報

棚倉城跡への理解・関心を促進するため、棚倉城の歴史や、調査および整備の成果等の基本情報を公開する。

イ 史跡の利用状況

棚倉城跡の快適な周遊のため、周遊コースや所要時間、見どころ等の情報を公開する。

ウ 調査・整備の実施と進捗状況

棚倉城跡の調査と整備について周知し、理解を得るため、実施状況とその進捗状況について情報を公開する。

エ 史跡の活用情報

棚倉城跡の活用について周知し見学者を促すため、各種イベント等の活用に関する情報を公開する。。

(2) 情報公開の方法

情報公開を効果的に行なっていくために、ICT の導入による情報公開を積極的に実施する。

ア 現地見学会の開催やガイドによる解説

棚倉城跡で行う見学会やボランティアガイドによる解説を継続し、情報公開を図る。今後の調査結果や整備の進捗状況により、解説内容の更新を実施する

ウ 出前講座や出前授業による解説

出前講座や出前授業を開催し、棚倉城跡の情報公開に努める。

エ パンフレットや刊行物

パンフレットや刊行物の作成を継続する。また、インターネット上で入手しやすいように町ホームページにデータの掲載等を図る。

オ 展示

町有施設での展示によって情報公開を図る。

カ ホームページ

町のホームページで情報公開を図る。

キ ICT の活用

各種 SNS や音声データ、動画等の方法により、効果的な情報公開を図る。

2 活用に関する計画

棚倉城跡の本質的価値について、参加者が楽しみながら学び、魅力を発見できる活用方法を検討する。

(1) 見学会の開催

発掘調査現場や整備工事現場、整備完了施設の見学会を開催する。

(2) イベント実施

史跡の公開と促進し史跡の調査や整備への理解を得るため、「棚倉城ウォーキング」、「発掘調査体験」、整備事業における「築城体験」、「棚倉城大茶会」等、楽しみながら学べる様々なイベントの実施を目指す。また、文化財現地一斉公開事業「町まるごとミュージアム」に棚倉城を中心に位置付けて再開する

(3) 講座の開催

- ・ボランティアガイドの団体や観光協会への城下町を含めた総合的な研修会の開催
- ・教職員を対象とした町の歴史を知るための研修会を継続する

(4) 町民協働

町民協働による調査や講座、整備・維持管理を実施することで、棚倉城跡の理解と整備基本計画で目指す棚倉城跡の姿「学んで楽しむ 魅力いっぱい御本城」の実現と、町民と行政が一体となった史跡の保護を目指す。



棚倉城歴史講座



城下町ウォーキング



町まるごとミュージアム